



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第73号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第41号）

1 規則の概要

(1) 平成25年度組織改正を次のように行うこととした。

ア 本庁

部	課	改正の概要
総務部	総務課	「竹島対策室」を設置
防災部		「防災部」を設置
	消防総務課 防災危機管理課	総務部から移管した「消防防災課」を改組し、「消防総務課」と「防災危機管理課」に再編
	原子力安全対策課	総務部から移管
農林水産部	農畜産振興課	「畜産振興室」を設置
商工労働部	観光振興課	「神話博しまね推進室」を廃止し、「しまねの魅力発信室」を設置
	中小企業課	「経営力強化支援室」を設置

イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
土木部	高規格道路事務所	廃止
	浜田港湾振興センター	設置

(2) 地方機関に係長制を導入することに伴う所要の改正

(3) その他所要の改正

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第41号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 総務部の主管に属する機関（第21条—第25条）」を
第2節 総務部の主管に属する機関（第21条—
第3節 防災部の主管に属する機関（第25条）

第24条）に、「第3節 地域振興部の主管に属する機関」を「第4節 地域振興部の主管に属する機関」に、「第4節」

環境生活部の主管に属する機関」を「第5節 環境生活部の主管に属する機関」に、「第5節」を「第6節」に、「第6節」を「第7節」に、「第7節」を「第8節」に、「第8節」を「第9節」に、「第9節」を「第10節」に改める。

第10条中「総務部」を「総務部
防災部」に改める。

第12条第1項の表総務部の部総務課の項中「学事文書グループ、情報公開・公益法人制度改革スタッフ、竹島担当スタッフ」を「学事グループ、情報公開・文書グループ、公文書担当スタッフ、公益法人制度改革スタッフ」に改め、同部税

務課の項中「税務電算グループ」の次に「、電算開発グループ」を加え、同部消防防災課の項及び原子力安全対策課の項を削り、同部の次に次のように加える。

防災部	消防総務課	総務保安グループ、消防グループ、防災情報グループ、防災情報スタッフ
	防災危機管理課	防災グループ、危機管理グループ
	原子力安全対策課	原子力防災対策グループ、原子力安全対策グループ

第12条第1項の表地域振興部の部しまね暮らし推進課の項中「まちづくり支援グループ」を「地域づくり支援グループ」に改め、同表環境生活部の部環境政策課の項中「環境調整スタッフ、」を削り、「水環境グループ」の次に「、環境調整スタッフ」を加え、同表健康福祉部の部健康福祉総務課の項中「、要援護者避難対策スタッフ」を削り、同部地域福祉課の項中「指導監査スタッフ」を「福祉基盤・指導監査スタッフ」に改め、同部医療政策課の項中「地域医療支援グループ」の次に「、在宅医療推進スタッフ」を加え、同部高齢者福祉課の項中「高齢社会・援護恩給グループ」の次に「、地域ケア推進スタッフ」を加え、同部青少年家庭課の項中「児童・家庭相談支援スタッフ」の次に「、子ども・子育て支援スタッフ」を加え、同表農林水産部の部農畜産振興課の項中「農畜政グループ、支援事業グループ」を「農政グループ」に改め、「、畜産グループ、畜産生産基盤グループ」及び「、食肉公社・安全衛生調整スタッフ」を削り、同部林業課の項中「水と緑の森づくりグループ」の次に「、森林組合・担い手育成グループ」を加え、「、森林組合・担い手育成スタッフ」を削り、同表商工労働部の部観光振興課の項中「、観光戦略スタッフ」を削り、同部中小企業課の項中「、経営基盤強化スタッフ」を削り、同表土木部の部道路建設課の項中「第五大橋・国道建設グループ」を「国道建設グループ」に改め、同部港湾空港課の項中「、港湾企画スタッフ」を削り、同部建築住宅課の項中「、県営住宅スタッフ」を削り、同表出納局の部会計課の項中「自動車管理グループ」を「新システム開発スタッフ」に改め、同条第3項中「総務部消防防災課」を「防災部消防総務課」に改め、同項の表消防防災課防災航空管理所の項中「消防防災課防災航空管理所」を「消防総務課防災航空管理所」に改め、同条第4項中「消防防災課防災航空管理所」を「消防総務課防災航空管理所」に改め、同条第5項の表以外の部分中「センターにそれぞれ」を「センターに」に改め、同項の表広聴広報課の項の次に次のように加える。

総務課	竹島対策室	
-----	-------	--

第12条第5項の表人権同和対策課の項中「啓発・研修グループ」を「啓発スタッフ、研修スタッフ」に改め、同表青少年家庭課の項の次に次のように加える。

農畜産振興課	畜産振興室	しまね和牛振興グループ、酪農・養鶏・養豚振興グループ、畜政スタッフ
--------	-------	-----------------------------------

第12条第5項の表観光振興課の項を次のように改める。

観光振興課	しまねの魅力発信室	広報戦略グループ、観光宣伝グループ
	神々の国プロジェクト推進室	総務スタッフ、観光地づくりグループ

第12条第5項の表産業振興課の項の次に次のように加える。

中小企業課	経営力強化支援室	
-------	----------	--

第12条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

第13条第2項の表総務部の項の次に次のように加える。

防災部	消防総務課
-----	-------

第14条第1項の表総務部の部管財課の項第4号中「取締り」を「秩序維持」に改め、同部消防防災課の項及び原子力安全対策課の項を削り、同部総務事務センターの項第9号中「定期点検等の委託」を「調達及び管理」に改め、同部の次に次のように加える。

防災部

消防総務課

- (1) 消防に関する事。
- (2) 高圧ガス及び火薬類の取締りに関する事。
- (3) 防災行政無線に関する事。
- (4) 総合防災情報システムに関する事。
- (5) 防災ヘリコプターの運航に関する事。
- (6) 消防学校に関する事。

防災危機管理課

- (1) 危機管理に関する事（他課の所掌に属するものを除く。第3号において同じ。）。
- (2) 国民の保護に関する事。
- (3) 災害対策に関する事。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事。
- (5) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- (6) 自衛官の募集及び自衛隊委託事業に関する事。

原子力安全対策課

- (1) 原子力の安全対策及び防災対策に関する事。
- (2) 原子力災害時の広域避難に関する事（避難対策室）。
- (3) 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視、調査研究及びその広報に関する事（原子力環境センター）。
- (4) 緊急時の環境放射能等の調査解析研究に関する事（原子力環境センター）。

第14条第1項の表環境生活部の部文化国際課の項第6号中「財団法人しまね国際センター」を「公益財団法人しまね国際センター」に改め、同項第12号中「財団法人島根県文化振興財団」を「公益財団法人しまね文化振興財団」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉総務課の項第1号中「福祉事務所、」を削り、同項第5号中「財団法人島根難病研究所」を「公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根」に改め、同部医療政策課の項第6号中「財団法人島根県環境保健公社」を「公益財団法人島根県環境保健公社」に改め、同部障がい福祉課の項第1号中「自立支援」を「日常生活及び社会生活の総合的な支援」に改め、同項第6号中「自殺総合対策」を「自死総合対策」に改め、同項第7号中「財団法人島根県障害者スポーツ協会」を「公益財団法人島根県障害者スポーツ協会」に改め、同表農林水産部の部農林水産総務課の項第2号中「漁業協同組合」の次に「、土地改良区」を加え、同部農業経営課の項第18号中「財団法人しまね農業振興公社」を「公益財団法人しまね農業振興公社」に改め、同部農畜産振興課の項第3号中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策」に改め、同項第9号中「管理及び」を削り、同項第16号中「花振興センター及び」を削り、「こと」の次に「（畜産振興室）」を加え、同号を同項第18号とし、同項第15号中「こと」の次に「（畜産振興室）」を加え、同号を同項第17号とし、同項第14号中「こと」の次に「（畜産振興室）」を加え、同号を同項第16号とし、同項第13号中「こと」の次に「（畜産振興室）」を加え、同号を同項第15号とし、同項第12号中「こと」の次に「（畜産振興室）」を加え、同号を同項第14号とし、同項第11号中「こと」の次に「（畜産振興室）」を加え、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 家畜排せつ物の管理に関する事（畜産振興室）。

第14条第1項の表農林水産部の部農畜産振興課の項第10号中「こと」の次に「（畜産振興室）」を加え、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 花振興センターに関する事。

第14条第1項の表農林水産部の部食料安全推進課の項第3号中「米穀類」を「米穀等」に改め、同部農村整備課の項第7号中「こと」の次に「（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同部農地整備課の項第1号中「農地開発事業、干拓事業、」を削り、同部林業課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号の前に次の1号を加える。

- (9) 林業普及員の研修及び指導に関する事。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項第22号中「社団法人島根県林業公社」を「公益社団法人島根県林業公社」に改め、同項第24号中「(木材振興室)」を削り、同部森林整備課の項第1号中「(林業課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項第17号中「保護及び狩猟」を「保護管理」に改め、同項第18号中「希少野生動植物(鳥獣に限る。)の種の保存」を「狩猟」に改め、同部水産課の項第22号中「社団法人島根県水産振興協会」を「公益社団法人島根県水産振興協会」に改め、同表商工労働部の部商工政策課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同部観光振興課の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 観光地しまねの魅力の発信に関すること(しまねの魅力発信室)。

第14条第1項の表商工労働部の部中小企業課の項中第14号を削り、第13号を第14号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)の規定に基づく企業立地計画等の承認事務に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部中小企業課の項中第15号及び第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第22号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の3号を加える。

(21) 高度化資金貸付事業等に係る診断助言に関すること(経営力強化支援室)。

(22) 中小企業の経営力強化に係る診断助言に関すること(経営力強化支援室)。

(23) 中小企業の経営革新等の支援に関すること(経営力強化支援室)。

第14条第1項の表土木部の部土木総務課の項第1号中「、高規格道路事務所」を削り、「及び」を「、」に改め、「宍道湖流域下水道管理事務所」の次に「及び浜田港湾振興センター」を加え、同表出納局の部会計課の項第4号中「本庁等において集中管理する県有自動車」を「庁用車」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 新財務会計システムの開発に関すること。

第16条第1項の表中「統括政策企画監」を「次長」に改め、同条第2項の表中

理事	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る事務を掌理する。	を
危機管理監		

理事	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る事務を掌理する。	に改める。
----	--	-------

第17条の表総務部の主管に属する機関の部中「自治研修所
消防学校」を「自治研修所」に改め、同部の次に次のように加える。

防災部の主管に属する機関

消防学校

第17条の表土木部の主管に属する機関の部中「高規格道路事務所
空港管理事務所
宍道湖流域下水道管理事務所」を「高規格道路事務所
空港管理事務所
宍道湖流域下水道管理事務所
空港管理事務所
宍道湖流域下水道管理事務所」に改め、「空
港管理事務所
浜田港湾振興センター」

める。

第20条の見出し中「グループ等」を「課等」に改め、同条中「グループ、スタッフ又は担当」を「課、科、スタッフ、担当、室、プロジェクトチーム又は係」に改める。

第21条第2項の表以外の部分中「左欄」を「第1欄」に改め、「それぞれ」を削り、「中欄」を「第2欄」に、「右欄」を「第3欄」に、「グループ」を「課」に改め、「担当を」の次に「置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を」を加え、同項の表を次のように改める。

局 等	部	課、スタッフ又は担当	係
県民局		総務課	総務第一係、総務第二係
		地域振興観光課	
		税務課	
隠岐保健所	総務保健部	総務医事課	総務医事係、難病支援係
		健康増進課	健康づくり係、心の健康係
		島前保健環境課	
		島前地域危機管理スタッフ	
	環境衛生部	環境衛生課	
		島前保健環境課	
		食品衛生機動監視課	
		島前地域危機管理スタッフ	
農林局	総務企画部	総務担当	
		総合振興スタッフ	
		調査計画スタッフ	
	農政・普及部	農業振興課	農政係、農業振興係
		島後地域振興課	
		島前地域振興課	
	家畜衛生部	家畜衛生スタッフ	
	林業部	林業振興・普及第一課	
林業振興・普及第二課			
水産局		総務課	
		水産課	
		漁港課	漁港係
県土整備局		企画調整スタッフ	
		業務課	
	業務部	用地課	用地係
		維持管理部	管理課
	維持管理部	維持課	維持係
		農林工務部	農村整備課
	治山・林道課		
	土木工務部	土木工務第一課	土木工務第一係
		土木工務第二課	土木工務第二係
	建築部		
	技術管理スタッフ		

第21条第3項中「島前保健環境グループ」を「島前保健環境課」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 支庁県土整備局島前事業部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
業務課	業務係
工務第一課	工務第一係

工務第二課

工務第二係

第21条第6項中「島前地域振興グループ」を「島前地域振興課」に改め、同条第8項の表県民局の部第18号中「観光」を「観光振興」に改め、同部第19号中「支庁において集中管理する県有自動車」を「庁用車の運行管理等」に改め、同表農林局の部総務企画部の項第7号中「土地改良区」の次に「（検査に係るものを除く。）」を加え、同表県土整備局の部業務部の項の前に次のように加える。

企画調整スタッフ

- (1) 管内地域づくりに関すること。
- (2) 市町村等の要望に関すること。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。
- (5) 建設副産物対策に関すること。
- (6) 管内の危機管理に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部業務部の項中

「企画調整スタッフ

- (1) 管内地域づくりに関すること。
- (2) 市町村等の要望に関すること。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。
- (5) 建設副産物対策に関すること。

を削る。

」

第22条第2項を次のように改める。

- 2 次の表の第1欄に掲げる県民センターに、それぞれ同表の第2欄に掲げる部又は商工労政事務所（以下この項及び第6項において「部等」という。）を置き、同欄に掲げる部等にそれぞれ同表の第3欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を置く。

県民センター	部 等	課又はスタッフ	係
東部県民センター	総務管理部	総務課	総務第一係、総務第二係
		施設管理課	施設管理第一係、施設管理第二係
	納税部	特別滞納整理スタッフ	
		収納管理課	収納管理第一係、収納管理第二係
		納税課	納税第一係、納税第二係
		自動車税管理課	
		隠岐税務課	
	課税部	課税調査スタッフ	
		法人課税課	法人第一係、法人第二係
		自動車・個人課税課	自動車・個人第一係、自動車・個人第二係
家屋調査課		家屋調査第一係、家屋調査第二係	
	不動産課税課	不動産第一係、不動産第二係	
西部県民センター	総務企画部	総務課	総務第一係、総務第二係
		施設管理課	施設管理第一係、施設管理第二係
		地域振興課	地域づくり支援係、定住交流推進係
	税務部	特別滞納整理スタッフ	
		納税課	収納管理係、納税係
		法人・軽油課税課	法人・軽油第一係、法人・軽油第二係

		不動産・自動車課税課	不動産・自動車第一係、不動産・自動車第二係
		課税調査スタッフ	
	商工労政事務所	商工労政課	
		経営支援課	

第22条第4項を次のように改める。

- 4 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

事 務 所	課又はスタッフ	係
東部県民センター雲南事務所	総務課	
東部県民センター出雲事務所	納税課	納税第一係、納税第二係
西部県民センター益田事務所		
西部県民センター県央事務所	総務課	
	納税課	納税第一係、納税第二係
	川本駐在スタッフ	

第22条第6項の表総務管理部及び総務企画部の部第6号中「消防防災」を「県有建物の総合的な管理」に改め、同部中第7号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号から第17号までを4号ずつ繰り上げ、同部第18号中「県民センターにおいて集中管理する県有自動車」を「庁用車の運行管理等」に改め、同部第14号とし、同部中第19号を第15号とし、同表事務所の部中第6号から第10号までを削り、第11号を第6号とし、第12号から第15号までを5号ずつ繰り上げ、同部第16号中「事務所において集中管理する県有自動車」を「庁用車の運行管理等」に改め、同部第11号とする。

第23条第3項の表以外の部分中「グループ」を「課」に改め、同項の表を次のように改める。

部	課又はスタッフ
管理行政部	総務課、省庁スタッフ
産業振興部	産業振興スタッフ

第25条第2項中「教務グループ」を「教務課」に改める。

第69条第1項の表中

グループ	課長（中山間地域研究センター（総務グループを除く。）、保健環境科学研究所の保健科学部及び環境科学部、農業技術センターの栽培研究部及び資源環境研究部、畜産技術センターの生産技術部及び育種改良部、水産技術センターの総合調整部、漁業生産部及び内水面浅海部並びに産業技術センターの技術部及び浜田技術センターにあつては、科長）	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
------	--	----------------------------------

を

課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
科	科長	上司の命を受け、科の事務を処理し、所属職員を指

に、

	揮監督する。
--	--------

「

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
----	-----	--------------------------------	---

」

「

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	に
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	

」

改め、同条第2項の表中

「

島根あさひ社会復帰促進センター診療所	副所長	所長を補佐する。	を
産業技術センター			

」

「

自治研修所	副所長	所長を補佐する。
島根あさひ社会復帰促進センター診療所		
産業技術センター		

」

に、

「

東部高等技術校	教頭		を
---------	----	--	---

」

「

東部高等技術校	教頭		に
わかたけ学園	副園長	園長を補佐する。	

」

改める。

第70条第2項の表を次のように改める。

充てられる職が置かれる組織	充てる職が置かれる組織
隠岐支庁県民局税務課	東部県民センター納税部隠岐税務課
西部県民センター税務部課税調査スタッフ	東部県民センター課税部課税調査スタッフ
雲南保健所環境衛生部食品衛生機動監視課	松江保健所環境衛生部食品衛生機動監視課
県央保健所環境衛生部食品衛生機動監視課	出雲保健所環境衛生部食品衛生機動監視課
益田保健所環境衛生部食品衛生機動監視課	浜田保健所環境衛生部食品衛生機動監視課
隠岐保健所環境衛生部食品衛生機動監視課	松江保健所環境衛生部食品衛生機動監視課
病害虫防除所	農業技術センター資源環境研究部病虫害科

松江家畜保健衛生所	東部農林振興センター松江家畜衛生部
出雲家畜保健衛生所	東部農林振興センター出雲家畜衛生部
江津家畜保健衛生所	西部農林振興センター江津家畜衛生部
益田家畜保健衛生所	西部農林振興センター益田家畜衛生部

第4章中第9節を第10節とする。

第64条第2項を次のように改める。

- 2 次の表の第1欄に掲げる県土整備事務所に、それぞれ同表の第2欄に掲げる部を置き、同表の第1欄に掲げる県土整備事務所又は同表の第2欄に掲げる部に同表の第3欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を置く。

県土整備事務所	部	課又はスタッフ	係
松江県土整備事務所		企画調整スタッフ	
	業務部	総務課	総務係
		契約業務課	契約業務係
		用地第一課	用地第一係
		用地第二課	用地第二係
		用地第三課	用地第三係
		用地スタッフ	
	維持管理部	管理第一課	管理第一係
		管理第二課	管理第二係
		維持第一課	維持第一係
		維持第二課	維持第二係
	農林工務部	農村整備課	農村整備係
		ほ場整備第一課	ほ場整備第一係
		ほ場整備第二課	ほ場整備第二係
		農道整備課	農道整備係
		防災課	防災係
		治山・林道課	治山・林道係
	土木工務部	土木工務第一課	土木工務第一係
		土木工務第二課	土木工務第二係
		土木工務第三課	土木工務第三係
		土木工務第四課	土木工務第四係
		都市整備課	都市整備係
	建築部	建築課	建築係
	技術管理スタッフ		
雲南県土整備事務所		企画調整スタッフ	
	業務部	総務課	総務係
		契約業務課	契約業務係
		用地課	用地係
	維持管理部	管理課	管理第一係、管理第二係
		維持課	維持第一係、維持第二係
	農林工務部	農村整備課	農村整備係
ほ場整備課		ほ場整備係	

		農道・防災課	農道・防災係	
		治山・林道課	治山・林道係	
	土木工務部	土木工務第一課	土木工務第一係、土木工務第二係	
		土木工務第二課	土木工務第三係	
		土木工務第三課	土木工務第四係	
	建築部	建築課	建築係	
		技術管理スタッフ		
	志津見ダム・尾原ダム対策スタッフ			
出雲県土整備事務所		企画調整スタッフ		
	業務部	総務課	総務係	
		契約業務課	契約業務係	
		用地第一課	用地第一係、用地第二係	
		用地第二課	用地第三係	
		街路用地スタッフ		
		高速道路用地スタッフ		
	維持管理部	管理第一課	管理第一係	
		管理第二課	管理第二係	
		維持第一課	維持第一係	
		維持第二課	維持第二係	
	農林工務部	農村整備課	農村整備係	
		水利課	水利係	
		農道・防災課	農道・防災係	
		治山・林道課	治山・林道係	
	土木工務部	土木工務第一課	土木工務第一係	
		土木工務第二課	土木工務第二係、土木工務第三係	
		土木工務第三課	土木工務第四係	
		土木工務第四課	土木工務第五係	
		都市整備課	都市整備係	
	建築部	建築課	建築係	
		技術管理スタッフ		
		放水路対策スタッフ		
	県央県土整備事務所		企画調整スタッフ	
		業務部	総務課	
			契約業務課	契約業務係
			用地課	用地係
維持管理部		管理課	管理係	
		維持課	維持係	
農林工務部		農村整備課	農村整備係	
		治山・林道課	治山・林道係	
土木工務部		土木工務第一課	土木工務第一係	
		土木工務第二課	土木工務第二係	

浜田県土整備事務所	建築部		
		技術管理スタッフ	
		企画調整スタッフ	
	業務部	総務課	総務係
		契約業務課	契約業務係
		用地課	用地係
	維持管理部	管理課	管理係
		御部・大長見ダム管理課	大長見ダム係、御部ダム係
		維持第一課	維持第一係
		維持第二課	維持第二係
		八戸ダム管理課	八戸ダム管理係
	農林工務部	農村整備課	農村整備係
		農道整備第一課	農道整備第一係
		農道整備第二課	農道整備第二係
		治山・林道第一課	治山・林道係
		治山・林道第二課	
	土木工務部	土木工務第一課	土木工務第一係
		土木工務第二課	土木工務第二係
		土木工務第三課	土木工務第三係
土木工務第四課		土木工務第四係	
建築部	建築課	建築係	
	技術管理スタッフ		
益田県土整備事務所		企画調整スタッフ	
	業務部	総務課	
		契約業務課	契約業務係
		用地第一課	用地第一係
		用地第二課	用地第二係
	維持管理部	管理第一課	
		管理第二課	管理第一係、管理第二係
		維持課	維持第一係、維持第二係
	農林工務部	農村整備課	
		農道・防災課	
		治山・林道課	治山・林道係
	土木工務部	土木工務第一課	土木工務第一係
		土木工務第二課	土木工務第二係
		都市整備課	都市整備係
	建築部	建築課	建築係
		技術管理スタッフ	

第64条第4項を次のように改める。

- 4 次の表の左欄に掲げる事業所に、それぞれ同表の中欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

事業所	課又はスタッフ	係
-----	---------	---

松江県土整備事務所広瀬土木事業所	業務課	業務係
	管理課	管理係
	維持課	維持係
	工務第一課	工務第一係
	工務第二課	工務第二係
	布部ダム管理課	布部ダム管理係
雲南県土整備事務所仁多土木事業所	業務課	業務係
	維持管理課	維持管理第一係、維持管理第二係
	工務課	工務係
県央県土整備事務所大田事業所	企画調整スタッフ	
	業務課	業務第一係、業務第二係
	管理課	
	維持・ダム課	維持ダム第一係、維持ダム第二係
	農村整備課	
	農道・防災課	
	土木工務第一課	土木工務第一係
土木工務第二課	土木工務第二係	
益田県土整備事務所津和野土木事業所	業務課	業務係
	管理課	管理係
	維持課	維持第一係、維持第二係
	工務第一課	工務第一係
	工務第二課	工務第二係

第64条第5項の表以外の部分中「又は事業所」を削り、同項の表を次のように改める。

県土整備事務所の部	名 称	位 置
浜田県土整備事務所維持管理部	浜田県土整備事務所浜田ダム管理所	浜田市
益田県土整備事務所維持管理部	益田県土整備事務所石見空港管理所	益田市

第64条第6項中「業務グループ」を「業務課」に改め、同条第7項の表業務部の項の前に次のように加える。

企画調整スタッフ

- (1) 管内地域づくりに関すること。
- (2) 市町村等の要望に関すること。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
- (5) 建設副産物対策に関すること。
- (6) 管内の危機管理に関すること。

第64条第7項の表業務部の項第3号中「集合庁舎において集中管理する県有自動車」を「庁用車の運行管理等」に改

「企画調整スタッフ

- (1) 管内地域づくりに関すること。
- (2) 市町村等の要望に関すること。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
- (5) 建設副産物対策に関すること。

め、同項中

を削り、同表維持管理部の項中「に

」

規定する事務、第9号」を「及び第9号」に、「第4号に係るものに限る。）及び」を「第4号及び第9号に係るものに

限る。)並びに」に、「浜田港湾管理所の所掌に属する事務、第4号に規定する事務」を「第3号及び第4号に規定する事務、第5号、第11号、第12号、第15号及び第16号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るもの」に、「第4号に係るものに限る。)並びに」を「第3号、第4号及び第5号(国土交通省港湾局所管に係るものに限る。)に係るものに限る。)並びに」に改め、同表土木工務部の項中「浜田県土整備事務所にあつては」の次に「第5号、第6号、第10号及び第12号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るもの並びに」を加え、同表浜田港湾管理所の項を削る。

第65条第3項を次のように改める。

- 3 浜田河川総合開発事務所に、次の表の左欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課又はスタッフ	係
総合調整スタッフ	
業務課	業務係
第二浜田ダム建設課	第二浜田ダム建設係
第二浜田ダム施設課	第二浜田ダム施設係
第二浜田ダム道路課	第二浜田ダム道路第一係、第二浜田ダム道路第二係
波積・矢原川ダム建設課	矢原川ダム建設係、波積ダム建設係
技術管理スタッフ	

第66条を削る。

第67条第3項中「業務グループ、施設グループ」を「業務課、施設課」に改め、同条を第66条とする。

第68条第3項を次のように改める。

- 3 宍道湖流域下水道管理事務所に、次の表の左欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課又はスタッフ	係
業務課	
施設課	施設係
技術管理スタッフ	

第68条を第67条とし、同条の次に次の1条を加える。

(港湾振興センター)

第68条 島根県行政機関等設置条例第9条第1項の規定により設置された港湾振興センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
浜田港湾振興センター	浜田市	浜田市、江津市

- 2 浜田港湾振興センターに、次の表の左欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課又はスタッフ	係
貿易振興スタッフ	
港湾振興課	港湾振興係
管理課	
技術管理スタッフ	

- 3 浜田港湾振興センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 浜田港の利活用促進に関すること。
- (2) 港湾の管理及び工事の執行に関すること。
- (3) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関すること(国土交通省港湾局所管に係るものに限る。)

- (4) 公共土木施設災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
- (5) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関する事。
- (6) 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
- (7) 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
- (8) 国土交通省港湾局所管の国有財産の管理に関する事。
- (9) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
- (10) 公有水面の埋立てに関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
- (11) 砂利採取法の施行に関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
- (12) 第2号から第4号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。
- (13) 国又は県が補助する市公共土木事業の指導及び監督に関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
- (14) 浜田ポートセンターの管理に関する事。
- (15) 水防に関する事。

第4章中第8節を第9節とする。

第57条第1項中「誘致、」を「誘致並びに」に改め、「並びに財団法人島根経済文化振興会の業務指導」を削る。

第61条第2項の表以外の部分中「同表の左欄」を「同欄」に、「グループ」を「課、科」に改め、同項の表を次のように改める。

部	課、科、スタッフ又はプロジェクトチーム
	総務調整課、研究企画スタッフ、戦略機動スタッフ
技術部	材料技術科、環境技術科、生物応用科、生産技術科、電子・電気技術科、情報・ヒューマンアメニティ科
プロジェクト推進部	特殊鋼・素形材加工技術強化プロジェクトチーム、溶射・気相成膜発展技術開発プロジェクトチーム、レアメタル代替技術開発プロジェクトチーム、次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクトチーム、熱・シミュレーション応用技術開発プロジェクトチーム、ヒューマンインターフェイス技術開発プロジェクトチーム、有機フレキシブルエレクトロニクス技術開発プロジェクトチーム、高齢化社会対応の機能性素材開発プロジェクトチーム、感性数値化・食品等高付加価値化プロジェクトチーム

第61条中第5項を第6項とし、同条第4項中「無機材料・資源グループ、食品技術グループ、農林水産素材加工グループ及び機械・電機・環境グループ」を「無機材料・資源科、食品技術科、農林水産素材加工科及び機械・電気・環境科」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「の支所の」を「に支所を置き、その」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 産業技術センター総務調整課に、総務係及び業務調整係を置く。

第63条第2項の表以外の部分中「グループ」を「課」に改め、同項の表を次のように改める。

高等技術校	課又はスタッフ
東部高等技術校	総務課、指導第一課、指導第二課、産業人材育成スタッフ、障がい者訓練スタッフ
西部高等技術校	総務課、指導課

第4章中第7節を第8節とする。

第46条第2項を次のように改める。

- 2 次の表の第1欄に掲げる農林振興センターに、それぞれ同表の第2欄に掲げる部を置き、同表の第1欄に掲げる農林振興センター又は同表の第2欄に掲げる部にそれぞれ同表の第3欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を置く。

農林振興センター	部	課又はスタッフ	係
東部農林振興センター	総務企画部	総務課	
		総合振興スタッフ	
		調査計画スタッフ	
		国営担当スタッフ	
	農政部	農政課	農政第一係、農政第二係
		農業振興課	農業振興第一係、農業振興第二係
	松江農業普及部	松江北地域振興課	
		松江南地域振興課	
	松江家畜衛生部	家畜衛生課	
	出雲家畜衛生部	家畜衛生課	
		防疫業務課	
	林業部	林業振興課	林業振興第一係、林業振興第二係
		森林保全課	
		松江地域林業普及課	
西部農林振興センター	総務企画部	総務課	
		総合振興スタッフ	
		調査計画スタッフ	
	農政部	農政課	農政第一係、農政第二係
		農業振興課	農業振興第一係、農業振興第二係
	浜田農業普及部	浜田地域振興課	
		江津地域振興課	
	江津家畜衛生部	家畜衛生課	
		防疫業務課	
	益田家畜衛生部	家畜衛生課	
	林業部	林業振興課	
		森林保全課	
		浜田地域林業普及課	
		石見木材振興スタッフ	
構造対策緊急地域・総合特区スタッフ			

第46条第5項を次のように改める。

- 5 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

事務所	部	課
東部農林振興センター雲南事務所	農業普及部	雲南地域振興課、飯南地域振興課、仁多地域振興課
	林業部	林業普及第一課、林業普及第二課
東部農林振興センター出雲事務所	農業普及部	出雲地域振興課、出雲東地域振興課、出雲南地域振興課
	林業部	林業普及第一課、林業普及第二課
西部農林振興センター県央事務所	農業普及部	邑智北地域振興課、邑智南地域振興課
	林業部	林業普及第一課、林業普及第二課

西部農林振興センター益田事務所	農業普及部	益田北地域振興課、益田南地域振興課、鹿足地域振興課
	林業部	林業普及第一課、林業普及第二課

第46条第6項の表以外の部分中「同欄の」を「同表の」に、「グループ」を「課」に改め、同項の表を次のように改める。

農林振興センターの部又は事務所	支 所	課
東部農林振興センター松江農業普及部	東部農林振興センター松江農業普及部安来支所	安来地域振興課
西部農林振興センター県央事務所	西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所	大田地域振興課

第46条第9項の表総務企画部の部第7号中「土地改良区」の次に「(検査に係るものに限る。)」を加える。

第47条第3項の表以外の部分中「グループ」を「課、科」に改め、同項の表を次のように改める。

部	課、科又はスタッフ
総務企画部	総務管理課、企画調整スタッフ
技術普及部	普及調整課、有機農業普及課、農産技術普及課、野菜技術普及課、果樹技術普及課、花き技術普及課、畜産技術普及課
栽培研究部	作物科、野菜科、果樹科、花き科
資源環境研究部	病虫科、土壌環境科、特産開発科

第51条第2項中「しまね和牛改良グループ」を「しまね和牛改良科」に改め、同条第3項の表以外の部分中「同表の左欄」を「同欄」に、「グループ」を「課、科」に改め、同項の表を次のように改める。

部	課、科又は担当
	総務担当、畜産技術普及課
生産技術部	肉用牛科、酪農・環境科
育種改良部	繁殖技術科、しまね和牛改良科

第51条第4項の表畜産技術普及グループの項中「畜産技術普及グループ」を「畜産技術普及課」に改める。

第52条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

家畜保健衛生所	課
松江家畜保健衛生所	家畜衛生課
出雲家畜保健衛生所	家畜衛生課、防疫業務課
江津家畜保健衛生所	家畜衛生課、防疫業務課
益田家畜保健衛生所	家畜衛生課

第54条第2項を次のように改める。

2 水産事務所に、次の表の左欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	
水産課	
漁港課	漁港係

第55条第2項ただし書中「総合調整部栽培漁業グループ」を「総合調整部栽培漁業科」に、「内水面浅海部内水面グループ」を「内水面浅海部内水面科」に、「内水面浅海部浅海グループ」を「内水面浅海部浅海科」に改め、同条第3項の表以外の部分中「グループ」を「科」に改め、同項の表を次のように改める。

部	科、スタッフ又は担当
総合調整部	総務担当、栽培漁業科
漁業生産部	利用化学科、海洋資源科
内水面浅海部	企画広報スタッフ、内水面科、浅海科

第4章中第6節を第7節とする。

第36条第3項を次のように改める。

- 3 次の表の第1欄に掲げる保健所に、それぞれ同表の第2欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の第3欄に掲げる課、スタッフ又は担当を置き、同欄に掲げる課に同表の第4欄に掲げる係を置く。

保健所	部	課、スタッフ又は担当	係
松江保健所	総務保健部	総務課	
		心の健康支援課	
		健康増進課	健康づくり係、母子・栄養係
		医事・難病支援課	
	環境衛生部	衛生指導課	
		環境保全課	
食品衛生機動監視課			
雲南保健所 益田保健所	総務保健部	総務担当	
		健康増進課	健康づくり係、心の健康係
		医事・難病支援課	
	環境衛生部	衛生指導課	
		環境保全課	
		食品衛生機動監視課	
出雲保健所	総務保健部	総務課	
		心の健康支援課	
		健康増進課	
		医事・難病支援課	
	環境衛生部	衛生指導課	
		動物管理課	
		環境保全課	
		食品衛生機動監視課	
県央保健所	総務保健部	総務担当	
		健康増進課	
		医事・難病支援課	
	環境衛生部	衛生指導課	
		環境保全課	
		食品衛生機動監視課	
浜田保健所	総務保健部	総務担当	
		健康増進課	
		医事・難病支援課	
	環境衛生部	衛生指導課	
		環境保全課	
		検査課	環境理化学検査係、細菌検査係
		食品衛生機動監視課	
隠岐保健所	総務保健部	総務医事課	総務医事係、難病支援係
		健康増進課	健康づくり係、心の健康係
		島前保健環境課	

		島前地域危機管理スタッフ	
	環境衛生部	環境衛生課	
		島前保健環境課	
		食品衛生機動監視課	
		島前地域危機管理スタッフ	

第37条第3項を次のように改める。

- 3 保健環境科学研究所に、次の表の左欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課、科又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

部	課、科又はスタッフ	係
総務企画部	総務企画情報課	総務係、企画情報係
	企画調整・GLPスタッフ	
保健科学部	細菌科	
	ウイルス科	
環境科学部	大気環境科	
	水環境科	
	湖沼環境スタッフ	

第40条第2項を次のように改める。

- 2 次の表の左欄に掲げる児童相談所に、それぞれ同表の中欄に掲げる課、スタッフ又は室を置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

児童相談所	課、スタッフ又は室	係
中央児童相談所	相談支援課	相談支援第一係、相談支援第二係
	判定保護課	
	総務企画・女性連携スタッフ	
	隠岐相談室	
出雲児童相談所	相談支援課	
浜田児童相談所	判定保護課	
益田児童相談所	総務・女性相談スタッフ	

第41条第2項を次のように改める。

- 2 わかたけ学園に、総務課、自立支援課、児童支援第一課及び児童支援第二課を置く。

第43条第2項中「地域支援グループ、相談・判定グループ」を「地域支援課、相談・判定課」に改める。

第45条第1項中「大田市朝山町仙山字中山とする」を「島根県の区域である」に改め、同条第2項中「検査グループ、試験グループ」を「検査課、試験課」に改める。

第4章中第5節を第6節とする。

第31条第2項及び第32条第2項中「学芸グループ」を「学芸課」に改める。

第4章中第4節を第5節とする。

第26条第2項の表以外の部分中「同表の左欄」を「同欄」に、「グループ」を「課、科」に改め、同項の表を次のように改める。

部	課、科又はスタッフ
企画情報部	総務課、地域研究スタッフ、中山間地域支援スタッフ、企画振興スタッフ
農林技術部	資源環境科、鳥獣対策科、森林保護育成科、木材利用科
	県有林管理スタッフ

第4章中第3節を第4節とし、第24条の次に次の節名を付する。

第3節 防災部の主管に属する機関

第71条第1項の表法令によるものの部中

島根県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による島根県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	消防防災課
島根県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及びその重要事項に関する知事に対する意見の具申に関する事務	
島根県救急搬送・病院受入連絡調整協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する協議並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整、同条第3項の規定による関係行政機関に対する協力の依頼並びに同条第4項の規定による知事に対する意見の具申に関する事務	

を

島根県救急搬送・病院受入連絡調整協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する協議並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整、同条第3項の規定による関係行政機関に対する協力の依頼並びに同条第4項の規定による知事に対する意見の具申に関する事務	消防総務課
島根県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による島根県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災危機管理課
島根県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及びその重要事項に関する知事に対する意見の具申に関する事務	

に改め、同部島根県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則第3項の表神話博しまね推進室の項を削る。

附則第4項中「グループのうち、出雲県土整備事務所都市整備グループ」を「課のうち、出雲県土整備事務所都市整備課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。